

川口市ハチの駆除用防護服等貸与要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ハチによる危害を防止し、市民が安全かつ快適に生活することのできる環境づくりに資するため、ハチの駆除（以下「駆除」という。）をしようとする者に対して、安全に駆除をするための防護服、高枝切りバサミ及びはしご等（以下「駆除用防護服等」という。）を貸与することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸与対象者)

第2条 駆除用防護服等の貸与を受けることができる者（以下「借用者」という。）は、ハチが営巣している建物又は土地（いずれも市内に存するものに限る。）の所有者、占有者又は管理者であつて、駆除を営利の目的としない個人又は法人その他の団体とする。

(借用の申請)

第3条 駆除用防護服等の借用者は、ハチの駆除用防護服等借用申請書（別記様式）に身分証明書を添えて市長に申請しなければならない。

(貸与期間)

第4条 駆除用防護服等の貸与期間は、市長が借用者に駆除用防護服等を貸与した日から起算して3日（閉庁日を除く。）とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(貸出料)

第5条 駆除用防護服等の貸出料は無料とし、駆除用防護服等以外の駆除に要する費用は、借用者の負担とする。

(目的外使用等の禁止)

第6条 借用者は、駆除用防護服等を駆除以外の目的に使用し、若しくはこれを第三者に転貸し、又は譲渡してはならない。営利目的の駆除についても同様とする。

(返還)

第7条 借用者は、第4条に規定する貸与期間終了後、駆除用防護服等を清掃・消毒し、市長に返還しなければならない。

(借用者の責務)

第8条 借用者は、駆除をしようとするときは、ハチの営巣の状態及び周囲の状況を把握し、必要に応じて周辺住民に駆除する旨を周知するほか、事故等のないように十分な注意を払わなければならない。

(損害賠償等)

第9条 借用者は、駆除用防護服等を損傷し、又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 市長は、駆除用防護服等の使用に伴う事故等については、損害賠償責任を含む一切の責任を負わない。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、駆除用防護服等の貸与に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。